

茨城県内の給食費無償化を行う自治体

給食無償化 広がる			(2025年4月現在 共産党県議団調べ) ※変更や相違があればお知らせください					
	小学校(月額)	中学校(月額)		小学校(月額)	中学校(月額)		小学校(月額)	中学校(月額)
水戸市	無償化	無償化	鹿嶋市	4,300	4,700	取手市	4,570	5,080
笠間市	第3子のみ無料		潮来市	無償化	無償化	美浦村	4,400	4,700
ひたちなか市	4,300	4,700	神栖市	2024年度は無料		阿見町	第3子～無料	
常陸大宮市	3,500	3,900	行方市	4,000	4,300	河内町	無償化	無償化
那珂市	4,300	4,700	鉾田市	無償化	無償化	利根町	無償化	無償化
小美玉市	無償化	無償化	土浦市	無償化	無償化	古河市	無償化	無償化
茨城町	4,000	無償化	石岡市	無償化	無償化	結城市	小・中に3人以上在籍で第3子～無料	
大洗町	第2子1/3・第3子1/2補助、第4子～無料		龍ヶ崎市	小・中に3人以上在籍で第3子～無料 中学3年生は全員無料		下妻市	3,675	4,175
城里町	無償化	無償化		筑西市	無償化	無償化		
東海村	4,200	4,600	牛久市	4,320	無償化	坂東市	無償化	無償化
大子町	無償化	無償化	つくば市	4,100～4,300	4,700	桜川市	高校生まで子ども2人以上で第2子～無料	
日立市	無償化	無償化	守谷市	4,207	4,536	常総市	3,800	4,200
常陸太田市	全員半額		稲敷市	無償化	無償化	八千代町	無償化	無償化
高萩市	第2子半額、第3子無料	無償化	かすみがうら市	第2子～無料		五霞町	3,850	4,260
北茨城市	無償化	無償化	つくばみらい市	3,700	4,300	境町	無償化	無償化

茨城県政パンフレット(2025年4月時点)

- 完全無償化：20市町
- 中学のみ：4市町
- 全員半額：1市
- 中3のみ：1市
- 多子世帯に無償：6市
- 計 32自治体

出典：江尻かな県政 NEWS 2025年5月号から一部抜粋

参考：日本共産党茨城県議会議員団発行 2025年3月県政資料 茨城県政パンフレット 2025

【別紙】令和5年度6月分特別旅費

渡航者 (職・氏名)	路程	運賃(円)	日当、その他(円)	宿泊費(円)	旅行雑費(円)
市長 五十嵐 立青	①6/24(土)【空路】羽田～パリ	【航空券①～③】		【指定都市】	【取扱手数料】10%
	②6/28(水)【空路】パリ～ルクセンブルク	1,760,983		22,500円×4泊	176,098
	③7/1(土)-7/2(日)【空路】ルクセンブルク～ミュンヘン～羽田			90,000	
				【甲地方】	
				18,800円×3泊	
				56,400	
		小計	1,760,983		146,400

合計	2,083,481
----	-----------

※旅費合計内訳

スタートアップ推進室 1,839,083円

秘書課 244,398円

出典：つくば市長の海外視察費用の内訳 (執行部からの提供資料)

2025.06.

【別紙1-1】令和4年度11月分特別旅費

渡航者 (職・氏名)	路程	運賃(円)	日当、その他(円)	旅行雑費、宿泊費等(円)
市長 五十嵐 立青	①11/6(日)-7(月)【空路】羽田～パリ～バルセロナ	【航空券①～③】		【旅行雑費】内訳は下記
	②11/8(火)【空路】バルセロナ～リヨン	1,764,633		343,650
	②11/11(土)【空路】リヨン～バルセロナ			【宿泊費】(甲地方)
	③11/13(月)【空路】バルセロナ～マドリード～サンセバスチャン			18,800円×9泊
	③11/15(水)-16(木)【空路】サンセバスチャン～マドリード			169,200
	①11/15(水)-16(木)【空路】マドリード～パリ～羽田			
	小計	1,764,633		512,850

合計	2,277,483
----	-----------

【旅行雑費内訳】	金額(円)
① 保安税	520
① 旅客サービス料	5060
① 国際観光旅客税	1000
① 航空保安セキュリティ料	100
① 空港サービス料	2290
① 民間航空税・保安税	1600
① 国内空港施設使用料	2950
① 空港旅客保安サービス料	100
① システム利用料	5460
① 燃油特別付加運賃・航空保険料+SAF燃料買戻金	68960
② 国際連帯税	180
② 航空旅客連帯税	240
② 保安税	520
② 旅客サービス料	1080
② 航空保安セキュリティ料	100
② 空港サービス料	2140
② 民間航空税・保安税	2160
③ 国際連帯税	1490
③ 航空旅客連帯税	330
③ 保安税	4430
①～③ 旅行企画料金	242,940
合計	343,650

出典：つくば市長の海外視察費用の内訳 (執行部からの提供資料)

【別紙1-1】令和7年度1月分特別旅費(概算払い分)

渡航者 (職・氏名)	路程	運賃(円)	日当、その他(円)	旅行雑費、宿泊費等(円)
つくば市長 五十嵐 立青	1/18(土)-19(日)【空路】羽田～フランクフルト	【空路】		【旅行雑費】内訳は下記
	1/19(日)【空路】フランクフルト～コペンハーゲン	1,011,600		123,990
	1/21(火)【鉄道】マルメ～リンシェーピン、リンシェーピン～ストックホルム	【鉄道】		【宿泊費】内訳は下記
	1/21(火)【空路】ストックホルム～ヘルシンキ	48,040		227,000
	1/22(水)【鉄道】ヘルシンキ～タンペレ			【旅行企画料(10%)】
	1/23(木)【鉄道】タンペレ～ヘルシンキ			141,063
	1/23(木)【空路】ヘルシンキ～ストックホルム			
	1/25(土)【空路】ストックホルム～ロンドン			
	1/25(土)-26(日)【空路】ロンドン～羽田			
	小計	1,059,640	0	492,053

合計	1,551,693
----	-----------

【宿泊費内訳】	単価(円)	泊数	金額(円)
1/19～1/21 マルメ市	24,000	2	48,000
1/21 ヘルシンキ市	45,000	1	45,000
1/22 タンペレ市	54,000	1	54,000
1/23 スtockホルム	42,000	1	42,000
1/24 スtockホルム	38,000	1	38,000
合計			227,000

※別紙協議書にて協議済み

【旅行雑費内訳】	金額(円)
空港税	29,110
燃料サーチャージ・航空保険料	90,930
国際観光旅客税	1,000
国内空港利用料	2,950
合計	123,990

出典：つくば市長の海外視察費用の内訳 (執行部からの提供資料)

東京都知事の海外出張に関する運用指針

平成 28 年 12 月 22 日

28 政外管第 348 号

(本指針の趣旨)

1 趣旨

東京都は、その時々都政課題の解決に資すること等を目的とし、知事の海外出張を行ってきた。出張に関する事務手続は、個別の条例、規則等により行ってきたが、本指針は、出張経費のより一層の適正化を図り、都民への説明責任を果たすため、条例、規則等の趣旨を踏まえつつ、知事の海外出張に関する運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出張目的の明確化)

2 出張目的

知事の海外出張は、①知事の参加が不可欠と位置付けられる重要な国際的行事・会議へ出席する場合、②首長同士の交流を契機とした姉妹友好都市等との友好・協力関係の強化を図る場合、③東京都の魅力の発信や重要施策の推進に顕著な成果が期待できる場合等、合理的な理由がある場合に限り行う。

また、事前に出張の目的を明確にし、その目的を公表して都民への説明責任を果たした上で実施する。

(経費削減の徹底)

3 航空賃

- (1) 知事については、東京都知事等の給料等に関する条例（昭和 23 年東京都条例第 102 号。以下「知事給与条例」という。）の規定にかかわらず、ビジネスクラスまでの利用とする。
- (2) 随員職員については、職員の旅費に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 76 号。以下「職員旅費条例」という。）の規定にかかわらず、指定職を除いてはエコノミークラスの利用とする。
- (3) 航空券の手配に当たっては、日程や手配座席数などの具体的な条件を付した上で、早期購入割引の適用となる期間も考慮し、複数の事業者から経路・便などの提案を受けることで運賃の節減に努める。

4 宿泊料

- (1) 知事、職員は、現地での活動に支障のない範囲で、それぞれ知事給与条

例及び職員旅費条例に定める宿泊料規定額の支給とする。ただし、国際的な大規模イベントに伴い現地宿泊料相場が高騰するなどの特殊事情により、規定額に収めることが困難な場合は、宿泊先の選定に関する具体的な条件を付した上で複数の事業者から提案を受け、条件に合致する選択肢の中で最も低廉な宿泊先を選定する。

なお、いずれの場合も、スイートルームは使用しない。

- (2) 前号ただし書の場合、業務上知事と同一のホテルに宿泊する必要がある職員を除き、随行職員の宿泊先は知事の宿泊ホテルとは別に近隣のより廉価なホテルを選択するなど、経費の節減に努める。
- (3) 出張先における知事の宿泊料が知事給与条例に定める金額を超える場合は、人事委員会の確認を得る。
- (4) 随行職員の宿泊料が職員旅費条例に定める金額を超える場合は、職員旅費条例の定めにより人事委員会に協議を行う。

5 その他経費

- (1) 出張先での活動に必要な移動用車両、通訳者、現地案内人、備品類、諸室等の手配については、複数事業者の価格競争により経費の節減を行うため、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則125号)の規定に基づき、委託契約により行う。
- (2) 出張決定は、委託契約手続及び受託事業者が実際の手配を行うために要する期間を考慮し、委託予定価格が1,000万円以上の場合は出発日の8週間程度前まで、委託予定価格が1,000万円未満の場合は出発日の6週間程度前までに行う。
- (3) 移動用車両は、2台以内とする。

なお、同行プレス用車両は、東京都においては手配しない。
- (4) 通訳者は必要言語ごとに知事通訳1名とし、現地において必要最少日数及び時間の手配に努める。ただし、現地で通訳者を確保できない場合は、近隣都市等において手配する。

なお、同時通訳を行う場合は、必要に応じて通訳者を増員する。
- (5) 現地案内人は、訪問都市ごとに1名とし、現地において必要最少日数及び時間の手配に努める。
- (6) 携帯電話等は現地の通信状況等を踏まえた上で、割安な料金プランにおいて手配する。
- (7) パソコン等の機器は、出張の都度、事業者を通じて手配するのではなく、東京都の所有する機器を持参して対応する。
- (8) タブレットの活用などペーパーレス化を進め、現地での資料印刷は必要

最小限とし、印刷する場合はビジネスセンター等を利用する。

- (9) 事務局作業室、会議室、打合せスペース等は、出張の目的や現地での活動内容を踏まえて可否を判断し、必要な場合においても低廉な手配に努める。
- (10) 記者会見場は、出張の目的や現地における情報発信の必要性を勘案して、現地での記者会見の可否を判断した上で、必要な場合においても低廉な手配に努める。
- (11) 空港貴賓室の利用については、都の負担が生じない場合に限定する。
- (12) やむを得ず委託契約が行えず、契約に代わる手段として東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則 88 号）に基づく資金前渡により現地で必要経費を支払う場合においては、個々の経費について複数の事業者から見積を取ることで競争原理を働かせ、経費の節減に努める。
- (13) 上記各号に定める基準により難い事由が発生した場合には、その都度、理由を明示した上で適正に対処する。

(出張体制)

6 随員職員数

- (1) 知事の出張体制については、事前に随員職員が他局に関する現地行事についても十分理解しておき、現地では局の所管にかかわらず柔軟に業務を遂行するとともに、出張中における行事結果の東京への報告の簡素化など、現地業務を合理化することで、随員人数を削減する。
- (2) これにより、上記 5 の各号に掲げる手配数量の範囲内で実施できる体制とする。

(情報公開)

7 費用及び成果

- (1) 出張目的、概要及び概算費用は、知事出張決定後、速やかに東京都公式ホームページに掲載する。
- (2) 出張後は、精算事務の終了後、速やかに出張経費の項目ごとの内訳、数量等を含む詳細な情報及び出張の成果を東京都公式ホームページに掲載する。

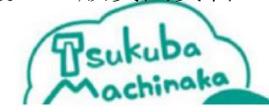
8 文書閲覧

- (1) 知事海外出張の経費に係る公文書については、個人情報等の非開示部分を除く閲覧用文書を政策企画局内に備え付け、希望者に対しては開示請求によることなく閲覧可能にする。

- (2) 上記閲覧用文書について、都民等が写しの交付を希望する場合は、開示請求手続によらず都民情報ルームにおける有料コピーが可能である旨、案内する。

附 則

この指針は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。



単位：円

◆働く人を支援する場の事業収支

PL		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月	2027年3月	2028年3月	2029年3月	2030年3月	2031年3月	2032年3月
売上高	シェアオフィス	-	30,268,920	30,268,920	43,741,440	43,741,440	43,741,440	43,741,440	43,741,440	43,741,440	43,741,440	43,741,440
	カフェ収入	-	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	コワーキング収入	-	24,902,000	30,830,400	42,480,000	47,445,000	50,730,000	50,796,000	50,730,000	50,730,000	50,730,000	50,796,000
売上高	合計	-	56,370,920	62,299,320	87,421,440	92,386,440	95,671,440	95,737,440	95,671,440	95,671,440	95,671,440	95,737,440
粗利益	合計	-	56,370,920	62,299,320	87,421,440	92,386,440	95,671,440	95,737,440	95,671,440	95,671,440	95,671,440	95,737,440
経費	運営費	1,340,229	43,409,645	43,409,645	45,719,645	50,219,645	50,219,645	50,219,645	50,219,645	50,219,645	50,219,645	50,219,645
	修繕費用	-	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000
	減価償却	-	23,633,820	24,198,701	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経費	合計	1,340,229	69,323,465	69,888,346	73,555,489	78,055,489	78,055,489	78,055,489	78,055,489	78,055,489	78,055,489	78,055,489
営業利益	合計	△1,340,229	△12,952,545	△7,589,026	13,865,951	14,330,951	17,615,951	17,681,951	17,615,951	17,615,951	17,615,951	17,681,951
営業外収益	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業外費用	合計	922,824	9,480,000	9,480,000	9,442,500	9,180,000	8,542,500	7,755,000	6,855,000	5,955,000	5,055,000	4,023,002
経常利益	合計	△2,263,053	△22,432,545	△17,069,026	4,423,451	5,150,951	9,073,451	9,926,951	10,760,951	11,660,951	12,560,951	13,658,949
税引前当期純利益	合計	△2,263,053	△22,432,545	△17,069,026	4,423,451	5,150,951	9,073,451	9,926,951	10,760,951	11,660,951	12,560,951	13,658,949
法人税等	合計	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	3,326,605	4,468,406	4,845,020
当期純利益	合計	△2,423,053	△22,592,545	△17,229,026	4,263,451	4,990,951	8,913,451	9,766,951	10,600,951	8,334,346	8,092,545	8,813,930
累積利益	合計	△2,263,053	△24,695,598	△41,764,624	△37,341,173	△32,190,221	△23,116,770	△13,189,819	△2,428,867	9,232,084	21,793,035	35,451,985
CF		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月	2027年3月	2028年3月	2029年3月	2030年3月	2031年3月	2032年3月
営業CF	税引前当期純利益	△2,263,053	△22,432,545	△17,069,026	4,423,451	5,150,951	9,073,451	9,926,951	10,760,951	11,660,951	12,560,951	13,658,949
	減価償却費	-	23,633,820	24,198,701	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844	25,555,844
	売上債権の増減額	-	△37,659,181	35,005,181	△204,000	△250,000	-	-	-	-	-	-
	その他流動資産の増減額	-	-	-	1,673,208	330,700	218,700	6,600	△6,600	-	-	6,600
	その他流動負債の増減額	-	5,637,092	△1,483,804	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業CF	小計	△2,263,053	△30,820,814	40,651,052	31,448,503	30,787,495	34,847,995	35,489,395	36,310,195	37,216,795	38,116,795	39,221,393
	法人税等の支払額	△160,000	△160,000	△160,000	△160,000	△160,000	△160,000	△160,000	△160,000	△3,326,605	△4,468,406	△4,845,020
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業CF	合計	△2,423,053	△30,980,814	40,491,052	31,288,503	30,627,495	34,687,995	35,329,395	36,150,195	33,890,191	33,648,389	34,376,374
投資CF	有形固定資産の取得による支出	△272,470,000	△66,511,818	△20,700,000	1,900,000	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△0
	無形固定資産の取得による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	投資その他の資産の取得による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資CF	合計	△272,470,000	△66,511,818	△20,700,000	1,900,000	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△0
財務CF	借入れ・返済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	146,000,000
	社債発行・償還	316,000,000	-	-	△5,000,000	△20,000,000	△25,000,000	△30,000,000	△30,000,000	△30,000,000	△30,000,000	△146,000,000
	株式の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務CF	合計	316,000,000	-	-	△5,000,000	△20,000,000	△25,000,000	△30,000,000	△30,000,000	△30,000,000	△30,000,000	-
現金及び現金同等物の増減額	合計	41,106,947	△97,492,632	19,791,052	28,188,503	10,627,495	9,687,995	5,329,395	6,150,195	3,890,191	3,648,389	34,376,374
現金及び現金同等物期首残高	合計	105,992,589	147,099,536	49,606,904	69,397,957	97,586,460	108,213,956	117,901,951	123,231,346	129,381,542	133,271,733	136,920,122
現金及び現金同等物期末残高	合計	147,099,536	49,606,904	69,397,957	97,586,460	108,213,956	117,901,951	123,231,346	129,381,542	133,271,733	136,920,122	171,296,496





◆当案件へのファンドの投資条件

ファンドから以下の条件で資金調達を行う。

- ・投資形態

ファンドによる劣後社債の引受（劣後社債：普通社債と比較して返済の優先順位の低い社債）

- ・調達額

316,000千円

- ・レート

年利3%

- ・投資期間

10年（ファンドの制度上の期間）

- ・償還計画

単位：千円

年度	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
元本返済額	0	0	5,000	20,000	25,000	30,000	30,000	30,000	30,000	146,000

- ・投資期間後について

オフィス等の収支には一定のストレスをかけて計画策定しているため、ファンドからの運営の助言を受けながらよい一層の収入増加を図り、早期償還を目指していく。なお、償還期限に残債が残った場合には、地域金融機関からの再調達を行う。

※ファンド運業者の親会社は全国展開の貸会議室・イベントスペース・コワーキングスペース・レンタルオフィス運営企業やコワーキング・ワーケーション事業者等と連携や出資をしており、一定の運営のノウハウを有する。

- ・ファンドとの調整の経緯

2021年5月 民都機構において「老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド」のファンド運営事業者の募集を開始。

9月 ファンド運営予定者と民都機構、常陽銀行と詳細協議、事業計画への審査等を開始

12月16日 ファンドが設立
ファンドの投資委員会により当社案件への投資を承認